

郡山市郡山駅西口駐車場の自動車保管場所使用承諾証明に関する要綱

平成18年6月30日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市駐車場条例施行規則（平成10年郡山市規則第34号。以下「規則」という。）第15条の規定による自動車保管場所使用承諾証明に関して、当該規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、自動車の保管場所の確保に関する法律（昭和37年法律第145号）及びこれに基づく政令、国家公安委員会規則並びに規則の用語の例による。

(自動車保管場所使用承諾証明)

第3条 市長は、規則第15条の規定による自動車保管場所使用承諾証明申請書の提出があったときは、当該申請に係る定期駐車場使用券の有効期間等を審査し、当該申請が適正であると確認した場合は、自動車保管場所使用承諾証明書（第1号様式）を交付するものとする。

(自動車保管場所使用承諾証明書交付済証)

第4条 市長は、前条の規定に基づき自動車の保管場所としての使用を証明したときは、自動車保管場所使用承諾証明書交付済証（第2号様式）を交付するものとする。

2 前項の規定に基づき、自動車保管場所使用承諾証明書交付済証の交付を受けた者は、当該交付済証を自動車の外から確認することができる当該自動車の内部に掲出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

自動車保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	郡山市字東宿44-4 郡山市郡山駅西口駐車場		
使用者	〒() 住所		局番
	氏名		定期券の購入者との続柄 ()
定期券の申請者	住所 氏名		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (ヶ月間)		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。			
年 月 日			
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号			
氏名 郡山市長 印			
事務担当：			

第2号様式（第4条関係）

自動車保管場所使用承諾証明書交付済証

年 月 日付けで申請のあった保管場所使用承諾証明書については、下記のとおり交付していることを証明する。

証第 号

年 月 日

郡山市長



車 種	
車 名	
車 両 番 号	
定期券の発行番号	
有 効 期 間	年 月 日～ 年 月 日

(備考)

1. 本交付済証は当該車両の外から確認することが容易な当該車両内に掲出すること。
2. 車両を変更しようとする場合は、速やかに保管場所使用承諾証明を受けること。
3. 有効期間後も継続して自動車保管場所として使用する場合は、期間満了前に更新の手続きをすること。